

9 各種災害の避難指示等に関する資料

9-1 水防警報の発令

知事は、国土交通大臣が指定した河川・海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川・海岸について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知するものとする。

1 水防警報の種類、内容及び発令基準（県）

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき、又は水防団待機水位に達し、はん濫注意水位を越えるおそれがあるとき。	はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	出動後の状況に変化を認めたとき。	水位がはん濫注意水位を下回り、かつ、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。または準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇するおそれがないとき。

段階

- 第1段階 準備 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
 第2段階 出動 水防団員の出動を通知するもの。
 第3段階 状況 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。
 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。
 なお、これらの指示は、予想される事態の規模が小さくて全面出動を必要としないと認められるときは、準備指令までとし出動命令を発しないことがある。
 また、地震による堤防の漏水、沈下等若しくは津波又は高潮による災害が起こるおそれがある場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

2 津波に関する水防警報

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮されたものでなければならない。

準備	出動	解除
津波警報が発表される等必要と認めるとき。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

段階

- 準備 水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの
 出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
 解除 水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

3 水防警報を行う河川名、区域及び発令機関

河川名	区 域	発令機関
片 貝 川	魚津市前黒谷（黒谷橋）から海まで	新川土木センター
布 施 川	左岸 黒部市池尻 右岸 黒部市田畑字島田 （田畑川合流点）から片貝川合流点まで	
鴨 川	本江（県道富山滑川魚津線橋）から海まで	
角 川	左岸 魚津市鹿熊字向割 右岸 魚津市鹿熊字前田割 （市道宮城橋）から海まで	
早 月 川	左岸 滑川市蓑輪 右岸 魚津市鉢 （豊隆橋）から海まで	

9-2 避難判断水位情報の発表

知事は、県管理河川で洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川として自ら指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位を定め、所轄土木センターは、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（避難判断水位情報）を当該河川の水位又は流量を示して、直ちに関係水防機関に通知しなければならない。

1 各河川の基準水位及び基準水位の超過回数

河川名	観測所	観測所名	はん濫危険水位	避難判断水位	はん濫注意水位	水防団待機水位	避難判断水位からはん濫危険水位までの推定猶予時間
片貝川	魚津市経田	落合橋	2.7m	2.4m	1.9m	1.5m	1時間
	水位観測開始～2013年 超過回数		0回	2回	回	—	
	魚津市東城	東城橋	2.5m	2.3m	1.5m	1.0m	1時間
水位観測開始～2013年 超過回数		0回	1回	回	—		
布施川	黒部市荒町	荒町	2.8m	2.3m	1.5m	0.8m	55分
	水位観測開始～2013年 超過回数		0回	3回	回	—	
	黒部市田畑	田畑	1.8m	1.3m	1.0m	0.7m	1時間
水位観測開始～2013年 超過回数		0回	0回	回	—		
鴨川	魚津市並木町	鴨川	1.2m	1.0m	1.0m	0.7m	1時間
	水位観測開始～2013年 超過回数		0回	1回	回	—	
角川	魚津市住吉	住吉	2.1m	1.8m	1.4m	1.1m	1時間
	水位観測開始～2013年 超過回数		0回	5回	回	—	
早月川	滑川市栗山	月形橋	4.9m	3.9m	2.5m	1.9m	1時間
	水位観測開始～2013年 超過回数		0回	0回	回	—	

※資料：平成26年度県管理河川の特別警戒水位の見直しにおける調査資料（富山県河川課）

2 流量観測所

水系別	河川名	観測位置	管 理
片貝川水系	片 貝 川	片貝第二発電所	北 陸 電 力
〃	布 施 川	布施川ダム	富 山 県
角川水系	角 川	角 川 ダ ム	〃

避難判断水位到達情報の発表形式

平成 年 月 日
時 分発表
富山県新川土木センター

川 避難判断水位情報

※避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）

【主文】
川は、時分に、市内の水位観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位 mに達しました。

観測所では、日時～時の1時間に、約 m水位が上昇し、その後も水位が上昇しています。

市町村長が発する避難情報に十分注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。

(水位観測所)

伝達確認	通知先										
	電話番号										
	通知者										
	受信者										
	通知(受信)時刻										

9-3 洪水時における避難指示等の発令基準

次の条件を満たした場合に浸水が予想される区域を対象に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して水防警報、降雨量の実績、今後の降雨予想、堤防の状況等から総合的に判断する。

発令内容	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	基準水位観測所における水位がはん濫注意水位に達し、水位の予測曲線にピークがみられず、上昇傾向にあるとき。
避難勧告	基準水位観測所における水位が避難判断水位に達し、水位の予測曲線にピークがみられず、上昇傾向にあるとき。
避難指示（緊急）	基準水位観測所における水位がはん濫危険水位に達したとき。 また、堤防が決壊したときや破堤につながるような大量の漏水、亀裂が発見されたとき。

対象河川：片貝川、布施川、鴨川、角川、早月川

9-4 重要水防箇所（河川）

番号	水系名	河川名	重要水防箇所					予想される危険	水防工法	
			位置	左右岸別	延長 m	重要度	現況			
2	片貝川	布施川	蛇田 布施爪	左岸	2,500	B	水衡・深掘れ	堤欠	木立 流籠	
3			布施爪	左岸	100	A	水衡・深掘れ	堤欠	木立 流籠	
4		片貝川	江口	左岸	200	B	水衡・深掘れ	堤欠	立籠	
5			黒谷	左岸	320	A	水衡・深掘れ 堤防高	堤越 欠水	立籠 土のう積	
6			平沢	左岸	330	A	水衡・深掘れ 堤防高	堤越 欠水	立籠 土のう積	
7			東蔵	左岸	600	A	水衡・深掘れ 堤防高	堤越 欠水	立籠 土のう積	
8			黒谷	右岸	220	A	断面不足	越水	土のう積	
9			鴨川	鴨川	本江	左岸	50	A	堤防高	越水
10	本江	右岸			50	A	堤防高	越水	土のう積	
11	本江	左岸			80	A	堤防高	越水	土のう積	
12	本江	右岸			80	A	堤防高	越水	土のう積	
13	双葉町 鴨川町	左岸			200	A	堤防高	越水	土のう積	
14	中央通り1丁目 中央通り2丁目	右岸			200	A	堤防高	越水	土のう積	
15	角川	坊田川	大光寺	左岸	500	A	水衡・深掘れ ・堤防高	堤越 欠水	立籠 土のう積	
16			大光寺	右岸	500	A	水衡・深掘れ ・堤防高	堤越 欠水	木流・立籠 土のう積	
17		大座川	友道	左岸	30	A	水衡・深掘れ	堤欠	立籠	
18			友道	右岸	110	A	水衡・深掘れ	堤欠	立籠	
19			大光寺	右岸	200	A	堤防高	越水	土のう積	
20		角川	角川	住吉	左岸	100	B	堤防高	越水	土のう積
21				上口	左岸	100	B	堤防高	越水	土のう積
22				新角川	右岸	100	B	堤防高	越水	土のう積
23				出	左岸	100	A	水衡・深掘れ	堤欠	木立 流籠
24				出	右岸	100	A	水衡・深掘れ	堤欠	蛇籠

9-5 重要水防箇所（海岸）

番号	海岸名	位置	延長 m	重要度	現況	予想される 危険	水防工法
33	魚津港海岸	三ヶ	800	A	コンクリート消波堤	越波	土のう積
34		諏訪町	800	A			
35		本町	900	B			

9-6 津波災害における避難指示等の発令基準

強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、津波浸水予測図の浸水区域を対象に発令する。

ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、気象情報、満潮情報、巡視活動により得た情報等から総合的に判断する。

発令内容	判断基準	備考
		発表基準
避難準備・高齢者等避難開始	津波注意報が発表されたとき。	0.2m～1m
避難勧告	津波警報が発表されたとき。	1m超～3m
避難指示（緊急）	大津波警報が発表されたとき。	10m超 5m超～10m 3m超～5m

9-7 高波・高潮災害における避難指示等の発令基準

次の条件を満たした場合に浸水が予想される区域を対象に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して、満潮情報、巡視活動により得た情報等から総合的に判断する。

発令内容	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 波浪注意報又は高潮注意報が発表され、人的被害の発生が予測される時。 海岸堤防等からの越波、越流の危険性が高くなることが予測される時。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 波浪警報又は高潮警報が発表され、人的被害の発生が明らかに高まった時。 海岸堤防等からの越波、越流の危険性が非常に高くなることが予測される時。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 波浪特別警報又は高潮特別警報が発表され、海岸堤防等の損壊が発生又は発生するおそれがある時。 常に越波、越流が発生し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断した時。

9-8 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国、県は、余震や豪雨等によって山地斜面崩壊や天然ダムの決壊などのおそれがあるときや治山・砂防施設、ため池等灌漑施設等による二次災害の危険性のある箇所に対しては、市及び関係機関と協力して警戒にあたる。

特に、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合において、市町村長による避難指示の判断に資するため、緊急調査等の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、市長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

なお、市長は、その情報等により、住民避難の要否、時期を決定する。

(1) 市への通知

国及び県は、緊急調査の結果、土砂災害緊急情報を通知する必要がある場合においては、市に対して通知する。

(2) 地域住民への周知

県及び市は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

9-9 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）が発生する危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的に富山県と富山地方気象台が共同で発表するものである。

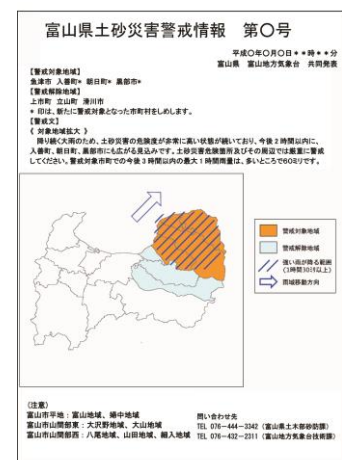
1 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する1kmメッシュによる予測資料に基づいて気象庁で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、市町村単位で発表される。

2 注意点

- ※1 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではなく、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。
- ※2 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊としている。技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としていない。

土砂災害警戒情報の発表形式



9-10 土砂災害における避難指示等の発令基準

大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも崩壊等が発生するおそれがあるので、土砂災害警戒情報や土砂災害警戒情報を補足する富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図のほか、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、住民等からの土砂災害に係る前兆現象の報告等も参考にして、避難指示等を発令する必要がある。

次の条件を満たした場合に、発令対象区域を設定して行う。

発令内容	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が2時間後に「レベル3（嚴重注意）」（土砂災害発生危険基準線（CLライン）。以下同じ。）に到達すると予測されるとき。 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過されることが予測されるときは、早めに行う。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が1時間後に「レベル3（嚴重注意）」に到達すると予測され、引き続き降雨が見込まれるとき。 土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。 気象台から大雨特別警報が発表された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 富山県土砂災害警戒情報支援システムによる危険度指数が「レベル3（嚴重注意）」に到達し、引き続き降雨が見込まれるとき。 近隣でがけ崩れや土石流が発生したとき。

※土砂災害における避難指示等の解除にあたり留意すべき事項

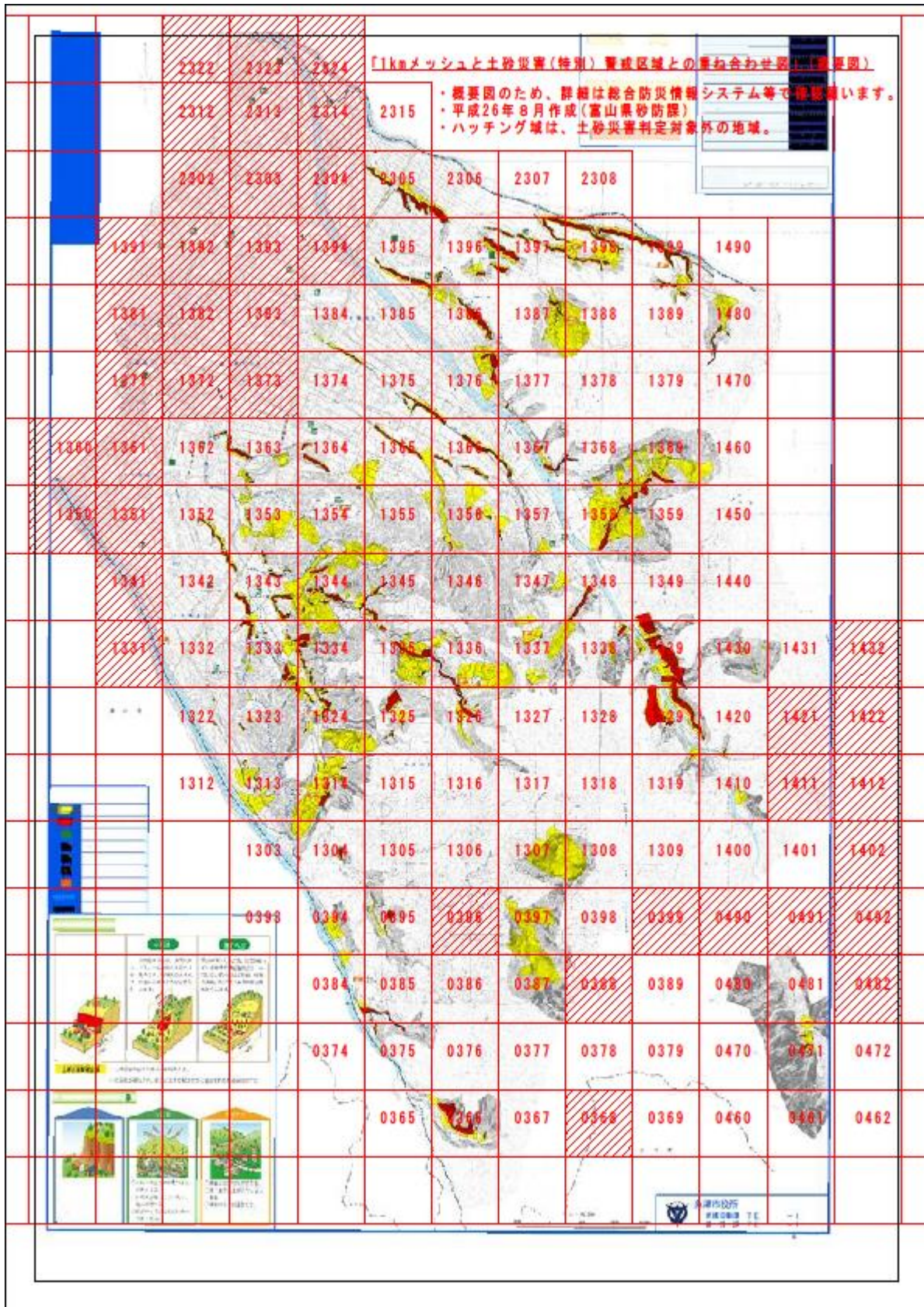
土砂災害は、降雨が終わった後しばらくしてから発生するケースがあるため、避難指示等の解除は慎重に判断する必要がある。気象台からの気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことや、土砂災害警戒情報の解除について確認するとともに、現地の状況（崩壊や新たなクラック等の有無など）についても巡視・点検を行い、土砂災害の前兆現象等がないことを確認する必要がある。

※土砂災害における前兆現象

土石流	がけ崩れ	地すべり
(1) 山鳴りや地鳴りがする。 (2) 川の水が急に濁ったり、流木等が混ざり始めている。 (3) 腐った土の臭いがする。 (4) 降雨が続いているにもかかわらず、川の水位が下がる。（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがある）	(1) 斜面にひび割れができる。 (2) 斜面から水が噴出している。 (3) 湧水の量が急に増える。 (4) 噴出している湧水が急に止まる。 (5) 湧水が濁る。 (6) 小石がばらばら落ちる。 (7) 樹木が倒れたり、揺れたりする。 (8) 山鳴りや地鳴りがする。	(1) 山腹や地面に亀裂が入る。 (2) 湧水のなかった場所から水が噴き出す。 (3) 壁、塀に亀裂が入る。 (4) 床、壁、木、電柱が傾く。 (5) 沢や井戸の水が濁る。 (6) 地面に凸凹ができる。 (7) 池や沼、水田の水が急に増減する。 (8) 家の戸やふすまが閉まりにくくなるなど家がゆがみ始めている。 (9) 樹木が傾斜したり、木の根が切れる音がある。 (10) 山鳴りや地鳴りがする。

1 富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図を有効活用するための資料

(1) 富山県土砂災害警戒情報支援システムにおける1kmメッシュと土砂災害(特別)警戒区域との重ね合わせ図 (富山県砂防課提供)



(2) 1 kmメッシュ図と地名の対照表

(富山県砂防課提供)

「1kmメッシュ番号と地名の対照表」(魚津市)

第1回更新(平成26年9月12日)

通し 番号	メッシュ 番号	地名	通し 番号	メッシュ 番号	地名
1	0365	虎谷、鉢	80	1352	吉野、宮津、慶野、住吉、出、川縁、川原、弥源寺
2	0366	虎谷、大熊	81	1353	宮津、湯上、出、舩田
3	0367	虎谷、大熊	82	1354	宮津、室田、大海寺新、湯上
4	0368	虎谷、大熊	83	1355	室田、石垣、大海寺新、湯上、稗島
5	0369	三ヶ、大熊	84	1356	大海寺新、石垣、島尻
6	0374	鉢	85	1357	島尻、東城、石垣
7	0375	鉢、虎谷、大熊	86	1358	東城、三ヶ
8	0376	虎谷、大熊、鉢	87	1359	三ヶ
9	0377	古鹿熊	88	1360	三ヶ
10	0378	大熊	89	1361	三ヶ、住吉、上口1丁目、上口2丁目、川縁
11	0379	三ヶ、大熊	90	1362	宮津、慶野、住吉、大海寺野、大光寺
12	0384	鉢、大熊	91	1363	宮津、大海寺野
13	0385	大熊、鉢	92	1364	大海寺野、大海寺新、石垣新、宮津、湯上
14	0386	大熊	93	1365	石垣、石垣新、大海寺新、道坂
15	0387	大熊	94	1366	石垣、島尻、貝田新、道坂、東山
16	0388	三ヶ、大熊	95	1367	島尻、貝田新、東山、東城、小川寺
17	0389	三ヶ、大熊	96	1368	東城、三ヶ、小川寺、東山
18	0393	鹿熊	97	1369	東城、三ヶ、小川寺、大沢
19	0394	鹿熊、大熊、鉢	98	1371	住吉、上口、新角川、新宿、大光寺
20	0395	大熊、鹿熊	99	1372	住吉、新宿、大海寺野、大光寺、文化町
21	0396	鹿熊、大熊	100	1373	印田、石垣新、大海寺野、大光寺、三田
22	0397	鹿熊、大熊	101	1374	印田、石垣新、大海寺野、袋、六郎丸
23	0398	三ヶ、大熊	102	1375	袋、横枕、六郎丸、石垣新
24	0399	三ヶ	103	1376	東山、横枕、小川寺、道坂
25	0460	三ヶ	104	1377	東山、小川寺
26	0461	三ヶ	105	1378	小川寺
27	0462	三ヶ	106	1379	小川寺、大沢
28	0470	三ヶ	107	1381	火の富、村木、文化町
29	0471	三ヶ	108	1382	駅前新町、釈迦堂、村木、本江
30	0472	三ヶ	109	1383	印田、吉島、三田、六郎丸、相木
31	0480	三ヶ	110	1384	六郎丸、吉島、印田、三田、本江
32	0481	三ヶ	111	1385	青柳、六郎丸、東山、天神野新、小川寺、横枕
33	0482	三ヶ	112	1386	小川寺、東山、青柳
34	0490	三ヶ	113	1387	小川寺、長引野
35	0491	三ヶ	114	1388	小川寺、黒沢、長引野
36	0492	三ヶ	115	1389	小川寺、黒沢、大沢、長引野
37	1303	舩方、鹿熊	116	1391	村木、北鬼江
38	1304	鹿熊	117	1392	駅前新町、釈迦堂、上村木、青島、北鬼江
39	1305	大熊、鹿熊、小菅沼	118	1393	吉島、江口、高島、六郎丸、
40	1306	大熊、鹿熊、小菅沼	119	1394	吉島、天神野神、東尾崎、六郎丸
41	1307	大熊、鹿熊、小菅沼、坪野	120	1395	小川寺、蛇田、青柳、天神野神、六郎丸
42	1308	三ヶ、大熊	121	1396	小川寺、蛇田、長引野、天神野神
43	1309	三ヶ、平沢	122	1397	小川寺、長引野、布施爪
44	1312	舩方、有山	123	1398	黒沢、長引野、布施爪
45	1313	舩方、有山、鹿熊、金山谷、下樁	124	1399	大沢、黒沢、布施爪
46	1314	鹿熊、小菅沼	125	1400	三ヶ、平沢
47	1315	鹿熊、小菅沼	126	1401	三ヶ
48	1316	鹿熊、小菅沼、坪野	127	1402	三ヶ
49	1317	三ヶ、小菅沼、大熊、坪野	128	1410	三ヶ、平沢
50	1318	三ヶ、大熊	129	1411	三ヶ
51	1319	三ヶ、平沢、東蔵	130	1412	三ヶ
52	1322	有山、浅生、下樁	131	1420	三ヶ
53	1323	下樁、金山谷、鹿熊、舩方、有山	132	1421	三ヶ
54	1324	鹿熊、金山谷、小菅沼	133	1422	三ヶ
55	1325	北山、池谷、小菅沼、金山谷、坪野	134	1430	三ヶ
56	1326	小菅沼、池谷、坪野、北山	135	1431	三ヶ
57	1327	三ヶ、大菅沼、坪野	136	1432	三ヶ
58	1328	黒谷、平沢、三ヶ、山女	137	1440	三ヶ
59	1329	東蔵、平沢、三ヶ、山女	138	1450	三ヶ、大沢
60	1331	吉野、浅生	139	1460	三ヶ、大沢
61	1332	下樁、上野、吉野、浅生、有山	140	1470	大沢
62	1333	舩田、金山谷、下樁、観音堂、室田、上野	141	1480	大沢
63	1334	観音堂、金山谷、室田、稗島	142	1490	大沢
64	1335	金山谷、大海寺新、池谷、坪野、稗島、北山	143	2302	高島、仏田、北鬼江
65	1336	三ヶ、石垣、大海寺新、大菅沼、坪野、北山	144	2303	吉島、江口、仏田
66	1337	三ヶ、大菅沼、坪野	145	2304	江口、蛇田、西尾崎、天神野神
67	1338	黒谷、三ヶ、山女、大菅沼、島尻、平沢	146	2305	蛇田、天神野神、東尾崎
68	1339	黒谷、山女、三ヶ	147	2306	小川寺、長引野、蛇田
69	1341	吉野、三ヶ、川縁	148	2307	布施爪、長引野
70	1342	吉野、出、上野、川縁、川原、舩田	149	2308	布施爪
71	1343	観音堂、吉野、室田、出、上野、舩田、湯上	150	2312	経田西町、仏田
72	1344	稗島、室田、湯上	151	2313	江口、城光寺、仏田、
73	1345	室田、石垣、大海寺新、稗島	152	2314	持光寺、東尾崎、木下新
74	1346	大海寺新、石垣、大菅沼、坪野	153	2315	蛇田、東尾崎
75	1347	石垣、大菅沼、島尻、東城	154	2322	経田西町、寿町、東町
76	1348	黒谷、三ヶ、大菅沼、島尻、東城	155	2323	経田西町、寿町、東町
77	1349	三ヶ	156	2324	持光寺、平伝寺、木下新
78	1350	三ヶ			
79	1351	三ヶ、住吉、川縁			

※山岳部は対象外とした